

# 日本色彩学会賞規定

1996(平成 8)年 5 月 17 日制定

2003(平成 15)年 5 月 8 日改訂

2008(平成 20)年 4 月 16 日改訂

2010(平成 22)年 4 月 17 日改訂

## (目的)

第 1 条 本規定は、日本色彩学会会則第 5 条(4)に基づく表彰のうち、日本色彩学会賞（以下、学会賞と呼ぶ）について規定する。

## (賞の性格)

第 2 条 学会賞は、色彩に密接な関係のある分野において、次の各号のいずれかに該当する顕著な功績を表彰するための賞であり、本学会の正会員または名誉会員個人に贈るものとする。

(1) 優れた論文、著作、発明など、色彩研究における業績により、色彩学の進歩発展に寄与する。

(2) 優れた色彩技術、色彩計画、色彩デザインなど、色彩の応用・実践における業績により、色彩学の進歩発展に寄与する。

(3) 優れた色彩教育、色彩指導者の養成、後進の育成指導など、研究成果の社会への還元にかかわる功績により、色彩学会の発展に寄与する。

2 学会賞の受賞者は、原則として 1 年に 1 名以内とする。ただし、過去に学会賞を受賞していない者とする。

## (審査委員会)

第 3 条 学会賞の受賞候補者の審査は、日本色彩学会賞審査委員会（以下、審査委員会という）が行う。

2 審査委員会は、委員長 1 名、幹事 1 名を含む委員若干名をもって構成する。ただし、委員には各支部より推薦された者各 1 名および理事 1 名を含むものとする。また、幹事は理事が当る。

3 委員は、受賞候補者でない者とする。また、委員名は非公開とする。

4 委員は、理事会が選定し、会長が委嘱する。

5 委員の任期は、委嘱の日から通常総会の日までとする。ただし、再任は妨げない。

## (候補者の推薦)

第 4 条 日本色彩学会の正会員および名誉会員は、学会賞を授与するにふさわしい受賞候補者を推薦することができる。ただし、自薦は除く。

2 推薦者は、別に定める書式に従って、毎年 1 月中に会長に申し出るものとする。

## (審査の手順)

第 5 条 理事会は、学会賞受賞候補者の推薦を受理した後、すみやかにその審査を審査委員会に付託する。審査委員会は、委員総数の半数以上の出席をもって成立とする。

- 2 審査委員会は、別に定める内規に従い、受賞候補者の資格および業績を十分に審査し、授賞の可否を決定する。
- 3 委員長は、審査の結果を文書をもって理事会に報告する。
- 4 理事会は、審査委員会の報告に基づき、受賞者を決定する。

(表彰)

第6条 表彰は、日本色彩学会全国大会において、会長が行う。なお、学会賞の表彰は、日本色彩学会誌に公示される。

- 2 賞として表彰状を、副賞として賞金5万円を贈呈する。

(規定の改廃)

第7条 本規定の改廃は、理事会が行う。

付則 本規定は、2010(平成22)年4月17日から施行する。